

相続と財産調査

◆相続と財産調査

誰かが亡くなり相続が発生したときや遺言を作成するときなど、「相続」を考える際には財産の調査をしなければなりません。預貯金や不動産、株、保険など財産はさまざまですが、今回は不動産の調査方法について考えます。

◆不動産の財産調査方法

どのような不動産を持っていたのかを調べる際は、たとえば次のような資料が参考になります。

- (1)固定資産税の納税通知書(課税明細書)
- (2)登記済証(権利証)・登記識別情報
- (3)名寄帳

このうち、(1)(2)は自宅にあるもの、(3)は市区町村役場で取れるものです。多くの場合、不動産には固定資産税がかかりますので、毎年市区町村役場から送付される(1)固定資産税の納税通知書は比較的目にする事が多く、不動産を特定する足掛かりになります。



年金分野でのマイナンバーの利用

◆年金分野届出もマイナンバー記載

平成30年3月より厚生年金被保険者、事業主及び年金受給権者並びに国民年金の被保険者及び受給権者が提出する各種届出等で、現在基礎年金番号を記載しなければならない事とされているものについて、個人番号による手続も可能とし、原則として個人番号記載をする事になりました。

各届出の新様式では基礎年金番号は省略され、その代わり個人番号記載欄があります。現在は旧様式も使えますので旧様式の時は基礎年金番号を記載します。

事業所において新様式でマイナンバーを記載して届け出る主なものは、資格取得届、資格喪失届、70歳以上届出関連、賞与届、被扶養者(異動)届、産前産後、育児関連の届出等 基礎年金番号を記載していた普段使用する事が多い書類です。

◆住所変更届・氏名変更届は提出省略に

年金機構では各人の基礎年金番号とマイナンバーとを紐付けする作業をしてきましたが、機構で確認が取れている方については住所変更届、氏名変更届、国民年金の死亡届の届出は省略できることになっています。確認が取れていない人は昨年12月に事業主に対象者の一覧表が送付されています。返送されていない場合は確認の上返送しましょう。また、資格取得届等住所の記載が必要な書類でもマイナンバーを記載した時は年金機構が住基ネットから住所を取得するので記載が省略されます。住民票の住所と違う場所に居住している時は住所変更届(居所届)を提出します。

◆マイナンバーを記載する際の注意点

届出書類にマイナンバーを記載する際の

注意点は、本人からマイナンバーを取得する時は利用目的を告げ、ナンバーとともに本人確認を行う必要があります。マイナンバーを記載して提出する書類には本人確認書類の提示(提出)が必要になります。個人番号カードか個人番号通知カード+住民票(マイナンバー付)や運転免許証、パスポート等の写しを付けます。

国民年金3号被保険者届は勤務先を経由して届出しますが普通は被保険者である夫が3号被保険者(妻)の本人確認を行います。届出に委任を記載する部分があるのでそこにチェックを入れる事で代理人とします。

《社会保険の手続きをご依頼中の関与先様》

◎当事務所への住所変更・氏名変更は下記の通りになります。

氏名変更届ですが、社会保険の届出は不要になりましたが、雇用保険の届出は今後も必要です。また、マイナンバーの届を出していない方については、今後も住所変更届・氏名変更届が必要です。

したがって、当事務所へは引き続き、住所変更・氏名変更の連絡をいただくようお願いいたします。



お仕事カレンダー 平成30年7月



本格的な夏の前に、木々の緑が色濃くなってまいりました。
蒸し暑い日が続いておりますが、お身体ご自愛下さい。

日	曜日	項目	日	曜日	項目
1	日		18	水	
2	月		19	木	
3	火		20	金	
4	水		21	土	
5	木		22	日	
6	金		23	月	
7	土		24	火	
8	日		25	水	
9	月		26	木	
10	火	<ul style="list-style-type: none"> ■ 源泉所得税、住民税の特別徴収税額(6月分)の納付期限 ■ 源泉所得税の納期の特例の適用を受けている場合の源泉所得税の納付期限(1~6月分) 	27	金	
11	水		28	土	
12	木		29	日	
13	金		30	月	
14	土		31	火	<ul style="list-style-type: none"> ■ 所得税の予定納税額の納付(第1期分) ■ 5月決算法人の確定申告<法人税・消費税等・法人住民税・法人事業税・法人事業所税> ■ 11月決算法人の中間申告<法人税・消費税等・法人住民税・法人事業税>(半期分) ■ 消費税の年税額が400万超の2月、8月、11月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税等> ■ 固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付
15	日				
16	月	海の日			
17	火				



我妻総合会計事務所
WAGATSUMA TAX & CONSULTING